

平成 26 年 6 月 18 日
東京厚生信用組合

「経営革新等支援機関」の認定のお知らせ

東京厚生信用組合は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 17 条第 1 項」の規定に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今後は、「経営革新等支援機関」として、より専門性の高い経営支援業務に取り組むことにより、これまで以上に、業域（医療・福祉・環境衛生）及び地域の経済の再生・活性化に貢献できるよう努めてまいります。

—記—

1. 認定日

平成 26 年 6 月 16 日

2. 経営革新等支援機関として取り扱う相談内容

- ①経営状況の分析
- ②事業計画策定支援・実行支援
- ③創業・新事業開拓支援
- ④事業承継支援

3. 経営革新等支援業務の取扱店

当組合の全営業店（本店、浅草支店、小平支店、青梅支店）の
融資グループ

以上